

給与収入のみである旨の申立書

私は、健康保険の被扶養者認定にあたり、以下のとおり申立てます。

1. 私の収入は「給与収入のみ」であり、給与収入以外の収入（事業収入・年金収入等※）はありません。
※配当収入、譲渡収入（株式の売却益等で1年限りの一時的なものは対象外）も含まれます
2. 労働条件通知書（または雇用契約書）に基づき、契約内容どおりの収入であることを確認します。
3. 本申立てが事実と相違している場合は、遡って資格の取消はもちろんのこと、貴健康保険組合が負担した医療費及び給付金を当該期間全てにわたり返戻いたします。
4. 今後、年金受給の開始や雇用契約内容の変更等により収入が変動し収入要件を超える場合には、速やかに貴健康保険組合に報告し、扶養削除等の必要な手続きを行います。

令和 年 月 日

記号 _____ 番号 _____

事業所名 _____

被保険者（自署） _____

認定対象者（自署） _____ 続柄 _____

<注意事項>

- ・被扶養者の年間収入※は、原則130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満／19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者は除く）は150万円未満）であるという基本ルールは変わりません。
※残業手当、その他諸手当、通勤費を含みます
- ・労働条件通知書（または雇用契約書）の記載内容が不十分であり年間収入が確認できない場合等は、追加書類を提出いただき、従来通り「給与明細等の収入確認書類」で審査します。